除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

平成２５年（へ）第１号
石川県小松市栄町７番地
申立人　東川　忠彦
石川県小松市栄町７番地
申立人　東川　恵子
権利の届出の終期　平成25年８月30日
平成25年９月３日　小松簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　小松市栄町７番
宅地　144.13平方メートル
⑵登記年月日番号　金沢地方法務局小松支局明治36年８月28日受付第7335号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定仮登記
原因　明治36年８月27日仮処分命令正本により
権利者　能美郡小松町字寺町76番地
大杉　芳郎

平成２５年（へ）第２号
石川県小松市栄町７番地
申立人　東川　恵子
権利の届出の終期　平成25年８月30日
平成25年９月３日　小松簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　小松市栄町８番
宅地　63.04平方メートル
⑵登記年月日番号　金沢地方法務局小松支局明治36年８月28日受付第7336号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定仮登記
原因　明治36年８月27日仮処分命令正本により
権利者　能美郡小松町字寺町76番地
大杉　芳郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１４３７号
名古屋市瑞穂区高田町２丁目10番地の２
債務者　三浦硝子株式会社
代表者代表取締役　三浦　良一
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水野　秀志
４　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４７５号
名古屋市港区小碓１丁目418番地
債務者　合同会社八熊工業所
代表者代表社員　寺下　政子
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　真家　茂樹
４　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午後１時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０７号
最後の住所大阪府泉佐野市鶴原2827番地の８
債務者　被相続人亡谷口定盛相続財産
相続財産管理人　谷口　佐代
１　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
４　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
山口県山陽小野田市高栄２丁目９番26号
債務者　有限会社清水製麺
代表者代表取締役　清水　浩之
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中光　弘治
４　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月19日午後２時20分
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第４５８号
仙台市青葉区上杉３丁目３番48号
債務者　東和機工株式会社
代表者代表取締役　赤見　　済
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　翠川　　洋
４　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午後１時40分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
山形市七日町４丁目15番20号
債務者　株式会社フレスコ東北
代表者代表取締役　後藤　清麿
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　暁
４　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月26日午後２時30分
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７７８号
札幌市東区北45条東15丁目２番16号
債務者　有限会社札幌フロアー工業
代表者取締役　吉泉　辰司
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　浩士
４　破産債権の届出期間　平成25年11月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７号
広島県尾道市向東町9210番地
債務者　瀬戸内工業株式会社
代表者代表取締役　松崎　　徹
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山脇　将司
４　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所尾道支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４９８号
仙台市宮城野区中野字田中110番地　仮設住宅１号棟３
債務者　熱海　哲夫
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小向　俊和
４　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６４号
三重県伊賀市三田1697番地
債務者　入本　陽子
１　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　　太
４　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９８号
青森県弘前市大字新里字東里見53、住民票上の住所青森県弘前市大字桜林町９番地21　メゾンステイト105号
債務者　長内　理大
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　雅通
４　破産債権の届出期間　平成25年10月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
青森地方裁判所弘前支部